

とっても便利 ばっちい役立つ しゃくしょの本

鳥羽市役所職員組合(抜粋)

黒沢明監督の「生きる」を観ました。市役所の市民課長が主役です。お役所仕事とは、こういうものですよと風刺たっぷりに描いています。今から50年前の作品ですが半世紀経った今の市役所が舞台である、と思えるぐらいその体質が変わっていません。

私たちは、国、県、市という中央集権の序列に甘んじ、末端行政として国のえらいさんが企画した事業を県の人の指導を受けて言うとおりに行なってきました。その結果、全国に同じような町をつくり、住民はその恩恵を受けるべき客体として捉えてきました。国、県、市、住民という縦の序列・統治の関係が私たちの骨身にまで染み込んでしまっていることが映画「生きる」を現代に至っても、なお、優れた作品として観ることができるとしたら残念なことです。

自治労は、「地方自治を住民の手へ」をスローガンに自治体の民主的運営と住民の権利を主体に運動を進めてきました。分権一括法が施行され、地域で住民参画の取り組みがされるようになってきました。

私たち鳥羽市職は、自治労運動の一環として「自治体改革案」をまとめ、取り組みを進めています。この冊子も住民自治を確立していくための一つの試みとして、市役所から住民を見るのではなく、住民から市役所を見るという視点でつくりました。

住民のみなさんから真摯な意見をいただき、住民のみなさんのセイフティセンターとして市役所が機能するようになっていきたいと思います。

2002年6月6日
鳥羽市役所職員組合
執行委員長 中村勝

目次

内 容	質 問 項	ページ
・市役所への相談	Q. 1～Q. 2	1
・国や県への相談	Q. 3～Q. 6	1～ 2
・市議会について	Q. 7～Q. 11	2～ 4
・出産、育児、医療、他について	Q. 12～Q. 23	4～10
・税金について	Q. 24～Q. 36	11～14
・転入、転出、住民票、戸籍謄本の写しなどの申請について	Q. 37～Q. 49	14～19
・死亡について	Q. 50～Q. 52	19～21
・結婚について	Q. 53～Q. 58	21～23
・離婚について	Q. 59～Q. 63	23～24
・有害駆除について	Q. 64	24
・保育所の相談について	Q. 65～Q. 71	25～28
・介護について	Q. 72～Q. 86	29～35
・ごみ、環境について	Q. 87～Q. 93	35～37
・消防について	Q. 94～Q. 105	37～42
・水道について	Q. 106～Q. 119	42～46
・一日まるっと定期船について	Q. 120	47
・市営定期船で遊ぶモデルコース	Q. 121～Q. 124	48～51

鳥羽市役所各課事務内容

§ 企 画 課

(本庁 2F)

企画調整係は、市行政の基本計画である総合計画をつくり、計画の進行管理などの仕事を行っています。
(直通TEL 25－1101)

地域振興係は、市内離島をはじめ、各地域振興のための企画及び調整やIT化の推進などの仕事を行っています。
(直通TEL 25－1102)

統計調査係は、重要施策の調査研究、国勢調査、各種行政資料の収集や市勢要覧の編集などの仕事を行っています。
(直通TEL 25－1103)

§ 総 務 課

(本庁 2F)

行政係は、議会への議案を提案することや、行政情報システムの推進、防災及び防災無線、事務改善の企画指導を中心として、行政組織、庁舎及び構内の維持管理などの仕事を行っています。
(直通TEL 25－1112)

人事係は、職員定数、配置、職員の任免、服務賞罰、公務災害補償等の仕事を行っています。
(直通TEL 25－1113)

秘書係は、秘書に関することのほか、交際及び渉外、国際交流、市長会に関する仕事を行っています。
(直通TEL 25－1105)

広報係は、報道機関との連絡、広聴、市広報の編集発行の仕事をしています。

§ 定期船課

(中之郷・佐田浜)

庶務係は、定期航路事業の企画及び運営、乗船料、使用料、手数料の収納などの仕事を行っています。
(直通TEL 25-4776)

運航業務係は、定期船の運航、施設の維持管理などの仕事を行っています。
(直通TEL 25-4776)

§ 会 計 課

(本庁 1F)

会計係は、歳入歳出の出納及び経理、決算などの仕事を行っています。
(直通TEL 25-1201)

§ 鳥羽市議会事務局

(本庁 3F)

庶務係は、議会費予算や議員の報酬など議会の庶務の仕事を行っています。
(直通TEL 25-1206)

議事係は、議会、委員会及び協議会の開催、議事日程及び諸般の報告、議会運営事務の仕事をしています。
(直通TEL 25-1206)

調査係は、議会に関する各種の調査資料の蒐集保存整理、議会発案に係る議案の調整、議会報の仕事をしています。
(直通TEL 25-1206)

§ 市役所への相談

Q.1 相談したいことがあるのに、どこへ行ったらよいかわからない？

A. まず、市行政のことやあらゆる相談について、どこへ行ったらよいかわからない場合は、市民課へ行きましょう。そこで、相談対応窓口を教えてください。
市民相談 市役所への相談の総合窓口 市民課で対応 随時

Q.2 生活に関わる相談は？

A. 市民課へ行くと、どの窓口へ行ったらよいかわかります。あらかじめわかっている方は、直接その窓口へ行って下さい。必ず、相談に対応する窓口が市役所にあります。市民課は国や県に属する場合がありますので、そこへの案内をしてくれます。

市民課 市民係
電話 25-1126

§ 国や県への相談

Q.3 税金の相談をしたいのですが？

A. 税に対する相談の国税は伊勢税務署、県税は伊勢県税事務所、市税は市税務課にお尋ね下さい。市税務課は国税、県税も相談に応じます。また、国税の相談は7・8月を除く毎月、5日の午前10時から午後3時まで市民文化会館で相談を受付けています。

Q.4 特設相談窓口は、何をみたらよい？

A. 国と国の外郭団体などの行政について要望や苦情を受付けています。鳥羽市には1名の行政相談委員がいます。相談は随時受け付けますが特設相談を上記人権相談と併設しています。あくまでも国の行政についての相談ですが、市行政のことなども相談にのってくれています。

Q. 5 社会保険相談てなあに？

A. 社会保険全般や厚生年金の相談は伊勢社会保険事務所で随時受付けています。また、特設相談所として毎月第4木曜日に商工会議所で相談を受付けています。

Q. 6 子どものことで相談したいのですが？

A. 乳幼児の健康相談は、「ひだまり」の健康課で保健士が随時受付けています。また、毎週月曜日午前中に健康課で受付けています。7ヶ月児健康相談は、毎月第4火曜日、乳幼児と1歳児健康相談は毎月第2木曜日の午前9時半から午後2時まで受付けています。就学前の子どもは、福祉事務所で随時受付けています。就学後は教育委員会で随時受付けています。特設の総合子ども相談は、毎月第1水曜日に市民文化会館で午前9時半から午後4時半まで受付けています。

教育相談は、月曜日から金曜日まで毎日、午後3時から5時まで市民文化会館適応指導教室HARPで受付けています。



§ 市議会

Q. 7 市議会は何をすることですか？

A. 市議会は、「条例を制定する」「予算を決議する」という鳥羽市としての意思を決定する重要な権限があります。

§ 税金

Q. 24 平成14年1月20日に鳥羽市から他市へ引越することになりました。平成14年度の市県民税はどこへ納めることになるのでしょうか。

A. 平成14年1月1日現在での住所は鳥羽市にあったので、その後に他市へ引越したとしても、平成14年度分の市県民税は鳥羽市に納めていただくことになります。

Q. 25 私の夫は平成13年11月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する市県民税はどうなるのでしょうか。

A. 市県民税は毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、平成13年中に死亡された方に対しては、平成14年度の市県民税は課税されません。

Q. 26 私は退職した年に退職金から住民税を天引きされましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

A. 退職者が受けた退職所得に対する市県民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者(特別徴収義務者)を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する市県民税は、その翌年に納めていただくことになっています。この場合、退職された年分の退職時までの給与などに対する市県民税の納税通知が送られてきたものです。

§ 結 婚

Q. 5 3 結婚します。婚姻届はどこに届出ればいいのですか？

A. 夫または妻の本籍地、所在地のいずれかの市民課戸籍係（鳥羽市の場合）に届出てください。

Q. 5 4 届出に必要なものはなんですか？

A. 婚姻届および戸籍謄本、夫と妻各自の婚姻前の印鑑が必要です。
・国民健康保険及び国民年金に加入している方で、婚姻により異動があったときは、国民健康保険証及び年金手帳を持参してください。

Q. 5 5 夫・妻ともに本籍が届出先にある場合も戸籍謄本が必要ですか？

A. 必要ありません。但し、新しい本籍を届出先以外に作るときは、夫・妻ともに1通ずつ戸籍謄本が必要となります。

§ 離 婚

Q. 5 9 離婚届はどこに届出ればいいのですか？

A. 本籍地、所在地のいずれかの市民課戸籍係（鳥羽市の場合）に届出てください。

Q. 6 0 届出に必要なものはなんですか？

A. 離婚届及び戸籍謄本（届出地が本籍地のときは不要です）、届出人の印鑑が必要です。
・国民健康保険及び国民年金に加入している方で、離婚により異動があったときは、国民健康保険証及び年金手帳を持参してください。

Q. 6 1 協議離婚以外の場合、特に必要なものはありますか？

A. 調停離婚のときは、調停調書の謄本が必要です。審判離婚のときは、審判書の謄本と確定証明書が必要です。判決離婚のときは、判決書の謄本と確定証明書が必要です。
・また、調停の成立、判決の確定した日から10日以内に離婚届は提出してください。

この本は、平成 14 年 6 月 6 日現在で
編集しています。

この本は再生紙を使用しています。

* 市民の皆さんの「こんなときどうする」の質問は、

鳥羽市役所 職員組合（電話 0 5 9 9 - 2 5 - 1 2 9 9）にて

お答えします。

とっても便利 ばっちり役立つ しやくしょの本

企画・編集 鳥羽市役所職員組合 自治研究委員会

発行所 鳥羽市役所職員組合（〒5 1 7 - 0 0 1 1）

鳥羽市鳥羽3丁目1-8 電話（0 5 9 9）2 5 - 1 2 9 9